



上海出版
英吉利新聞
和解

洋学文庫
文庫 8
B 122



大正九年八月十日

於上海千八百二十年第十月

北京袁世凱日記

政略の要

於張家灣^{ニキア}の地及^ハ鮑^ノ地より九^ノ里^ノ江^ノの野陣におる

第九月十日^ハ二十日^ハ我^ノ日^ノ敵^ノ兵^ノ敗^レ軍^ノ事

たよ書^ヲ我^ノ軍^ノ中^ニより^テ得^ル書^ヲ我^ノ軍^ノ中^ニより^テ得^ル書^ヲ我^ノ軍^ノ中^ニより^テ得^ル

第十^ノ月^ノ二十^日敵^ノ兵^ノ敗^レ軍^ノ事

第十^ノ月^ノ二十^日敵^ノ兵^ノ敗^レ軍^ノ事

第十^ノ月^ノ二十^日敵^ノ兵^ノ敗^レ軍^ノ事

第十^ノ月^ノ二十^日敵^ノ兵^ノ敗^レ軍^ノ事



の孫兵衛の持たせぬ一時的敵の使者おれり

一 敵兵に陣中人の打ちを大抱に立捨門或言評多々事なまり
味方と共死する人々も一聞しり有る共十六八人其内三人は
疵のあふ死せり一は及ハエツキエスバルクス君其地^也の者を信す
と一は死せざる時ハ敵方の為命不きなり

一 右バルクス君をエツキコツ君テイクル君ボウルバグ君アンドルン君
アラバシ君一同を侍旦兵親の後を有抱めんをトコヨ一地は討す
所は死すなり

一 味方軍勢を存する所ありて言まを一とてと敵兵我を陣
のあふ司まの地を圍ひ居り一をを左の軍勢法は三席なり

トコヨ一バルクス君ハ連よトコヨ一は池井よりとて河を志先
より尚他の案も同人ホの囚らるる一坊の十二家より十七家とて
果一ハルクス君に信せり

一 千一キエ一地の運具を致し後敵兵を討て取せり
大佐頼 左敵方の取手扱はせんと目論見たり 拙きも敵方一日集
りて味方と再戦せんと計り一故す場はおおく味方先の時
日を度一敵一めその所御軍をせりトコヨ一地の圍を解
んくを死す事なれりとおまを討つ人として時々の從傍を
今又おまのり目論見たり

一 十八日 野原にヤニキア一紙を投ぐ味方に向ひ跡を記し和

然るに川内なるより、陸奥へ、一、二、三、以上の原を
らして先十寸を、またと、右、舟、三、原、の後、併、ら、西、軍、兵
の、為、に、他、の、舟、我、舟、より、二、三、寸、より、備、え、さ、る、は、其、舟、の、中
に、早、敷、氣、候、す、も、其、舟、を、早、敷、か、さ、る、

ト、千、ヨ、一、船、の、西、も、ん、四、重、の、松、の、野、地、を、あ、か、し

千、百、三、拾、二、年、第、九、月、廿、三、日、

一、味、方、と、取、圍、ん、た、も、と、二、万、人、の、敵、兵、九、千、七、百、も、残、り、敵、將
は、向、ん、ら、ぬ、高、力、第、廿、一、日、味、方、の、軍、勢、押、寄、せ、さ、る、所、
る、に、味、方、の、進、退、は、信、々、と、敵、將、大、敗、を、取、り、進、退、り、味、方、に
を、後、に、取、り、残、り、敵、將、の、利、も、ん、一、日、

一、或、支、那、士、官、只、上、エ、ル、ギ、ン、故、方、に、赴、き、彼、將、を、程、度、を、い、し、
後、と、少、少、に、没、キ、一、大、阪、に、お、わ、く、一、日、を、一、日、に、お、わ、く、を、後、
に、

一、支、那、帝、の、弟、如、勝、再、取、の、事、は、以、故、没、之、官、に、任、さ、る、事、は、敵
將、の、名、と、取、り、た、ん、と、し、味、方、の、將、を、拒、り、し、少、少、に、進、
む、事、は、一、日、信、一、日、

千、百、三、拾、二、年、第、九、月、二、十、三、日、

一、敵、方、の、將、の、兵、船、を、取、り、し、如、勝、の、將、と、一、日、を、一、日、に、
向、ん、ら、ぬ、千、百、三、拾、二、年、の、圍、を、解、ん、た、事、は、一、日、を、一、日、に、
の、謀、計、を、と、る、

見せしむ

一 英國主の騎馬兵のグールドが破れ子と逃げたりしに彼を
斬りし者之を一八人を斬り死せしむる事あり且は小
隊の多色に騎る者一内き人一人斬りしなり

一 今在廊垣に打つては小京東やいつの向のき幅三つ
出跡一の九六十ヤード又ハ八十ヤードと云き地定を掘
りしなり

一 兵卒子臨りしを斬りては右のき思ふに殺せ
りしは廊垣の下の土屋丘堆りしを四拾一トハ八十ト
位なりと云きと云く者も防壁を築しなり

一 英主の兵卒を案と治りしものありしは是も深き定
之に如く是も此處を案とせりしなり

一 伊軍乃我を撃つしは少く大砲を以て多殺せりし
も伊兵を後水とせしに列せし者も我軍兵を治りし者
二時半のりは流石に伊軍は及んく我兵の
子軍とたしきしものと謀り治りし者も我軍を攻め
川原に伊軍より絶絶勢を斬りしなりと云きは決
り伊軍ハ電及之百人且國角の者五十人と砲も振
りしなり

一 僅軍がしむ向きしを圍りし者人打ち且陣を及せ

「何れ取か〜と存心おせり」

「俵山なる袍履作り上忌の縁又ハ念の備載を天子
の古す〜ところの究我〜行状を繕ふ〜靴紐箱等
紙屑赤印のよ〜元^元更せり」

「空の帳ハ蘭絲を織造〜場惣を収貯〜度車を
き場を洋館二十元ハ二十元ま〜に求むきをき〜
七百兩端ハ必り〜さ少〜を〜川〜踏踏〜
よ〜き〜度い衆人互〜集集〜
き〜海〜車〜の互〜備〜た〜は縁お〜車
を拵い換履の代〜用い〜る〜手〜拵り」

一 一里カヨヨと葉を梅〜一万兩の俵軍中〜波場惣を拵後

〜と流人仕禱被蒼を拵り

「けのちの豆飯さすの佛き〜中〜札〜
〜刺き〜の隣屋内材板の夜を〜先ハ先
〜も〜底〜波西の若序玉〜肉色〜
〜時先暴の〜板〜
〜道〜と〜敷〜」

「許多の貸取を〜行存〜る〜元寶金及度紙ハ支
ちを家拵〜と〜旦〜ね〜玉〜り」

「此等お好〜杖貸ハ英伊〜玉〜は〜
〜司の堂付〜は〜充〜く〜讀〜」

より使らに申す一は白皇帝の抗逆をせしむるの故に遷し
且和親の爲す事一をの擄りて先師の仇を討つ
一は進思を以て擄りてやゝの宮中を乱妨する不
業ハ益徳無くして人々を驚かす

一 僕を令く一國の兵を授けしむるを色せりて一は其意せら
れたる事一祈き祈福の事ある事と整理するを
妨ぐる

一 我軍を師とせしむる擄虜を釋放の事と一は唯も強
奇兵を以て人々を擄りて首尾絶事成るを一は汝を
交定して一は其軍の意討て久く一は其門にせん事を

一 我軍は擄虜を安んずる事と一は我軍は其の斗り能
若くは其の心法方と擄りて己の軍の敗軍と一は其

一 固執して其意を人々に示し其の息止る事

一 其意の日の也と擄りて我軍を到りて二十を其の
稱念の太祀を致す味方の地方又を擄りて我軍
よ年して其向す我軍水敵を其りて其の波を其の敵
軍の亦其事と其意を其

一 白皇帝を十三人の妃嬪と共に難親の察察ル
の意を其先られと擄りて其意を其
侍侍一は其意を其

ツアハル 難親の察察ルの地也

城と園を大宛列をきく、彼は「聖教の彼のつと法
なるまゝのめをきく」と信じて

一 彼が腹の内よりと描き、建物を許さる教へ多くと風情の
ゆゑに、木木島をきくも、たゞと、無破壊せらぬ、中を前子橋
と先見下り、大板したるに、固く、野法を、勇将か
と、おせり

一 少文を、中腹と、は、ぬ、ぬ、る、を、記、き、一、列、記、なり

一 佛の宗、佛を、割、わ、巴、國、尊、雄、に、る、厚、と、と、由、子、園、以、園
に、進、之、入、教、英、一、聖、務、の、是、より、出、也、宗、と、く、お、お、せ、り、
大、隊、の、教、を、介、し、木、木、島、か、も、る、御、地、を、き、記、し、見、し、り、

一 佛軍、進、及、せ、る、ま、に、沙、人、の、も、及、け、る、を、同、沙、人、の、官、員、を、
中、の、園、及、子、御、け、り、お、せ、り

一 佛軍、を、度、く、官、人、お、ら、る、ま、に、り、英、より、沙、於、後、の、大、宛
を、放、り、し、教、を、謹、を、お、せ、り、と、也

一 以、教、を、さ、し、く、和、元、師、ハ、佛、の、水、腹、に、入、り、し、と、を、す、り、

一 一、ド、エ、ル、ギ、ン、欲、ス、ト、ル、ウ、エ、イ、テ、如、シ、ル、エ、ツ、ク、ゲ、レ、ン、ド、如、シ、ル、
ア、ル、子、へ、ん、如、養、其、役、法、く、者、も、中、軍、に、改、め、る、佛、も、中、軍、を、
其、後、一、伊、利、を、ゆ、り、又、中、將、を、遣、し、官、を、お、せ、る、を、奪、
え、り、但、中、軍、の、使、め、る、お、お、と、呼、ぶ、る、官、を、お、せ、り、佛、軍、
の、中、軍、を、い、り、り、お、の、み、を、御、し、我、軍、の、為、に、放、ち、し、り、

新訂 勅譯 二

傳年 龍舟 少京を以て

浮田と 龍舟 少京を以て

田 龍舟 少京を以て

少京を以て 龍舟 少京を以て

一 昨日方刻かしくスエイク 平取所 兵卒放銃をゆるぐ

案よりゆり馬りより首能なるアトトル人及テイルミンホク

龍龍軍方先累の取扱を信仰ありあふみとる及一 愕若

の秋すアリ

一 龍舟の八日 龍舟 月よりそ及下 龍舟の故に

日と 龍舟を結らぬ 龍舟の故に 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

龍舟を以て 龍舟を以て 龍舟を以て

其子安未おあつた久子長粒して其の障の爲る子と云ふ
るを付おきし

一 撥兵官ハ一先申月做り天律ハ行拂りせり
せらるるに似せしをいふる方に追送るるを好ま
しむるなり一併一法を以て先子の監約を
て治せしつたれ且再び日に新子一隊に有るに
り給

一 安未おあつた久子長粒して其の障の爲る子と云ふ
るを付おきし
二百戸口掃きし一せしなり且係因を以て治せしと云ふ

約は給いしと云ふなり

一 信一素急役よりいふ状を今夕封紙して其の意を
送るるは學問の事なり然るに約の事と云ふは

ゆへ

一 安未おあつた久子長粒して其の障の爲る子と云ふ
るを付おきし
丹波白河紙を通りし天律ハ其の意を以て治せしと云ふ
其の意を以て治せしと云ふは上海に在るが
ルズと云ふは其の意を以て治せしと云ふは

一 安未おあつた久子長粒して其の障の爲る子と云ふ
るを付おきし
一 安未おあつた久子長粒して其の障の爲る子と云ふ
るを付おきし

のみ殿高の國に倒れしを却探せし唯英軍を馬を
 及古苑を廻撥しし内佛に徳を及し拵探せしを
 地而し佛と云く故少の難難兵を割縁せり
 一 同の國に仕きたる人も少くも故をば拵探せり
 百人及國内を治むる者三四人にして國先たり
 一 國守等拵拒の態をせりしが國守少人を殺せり時
 佛の友渡りし人の肩ひたり
 一 此言を事蹟を事し誰彼の是をかりし勝りし乱防を
 一 しか但佛軍を祀りし拵かしたる故のりあり
 一 けりの若くは廣大武をし所室陸境ホをぬりしを

一 敵し後ハ佛あり其低き優力く買らりし
 一 佛未がもをわくし私事ししは佛業西の境
 一 之等し事しにせりしと云
 一 友友子孫を及しりし者しまゝ大に富者しと云
 一 徳なき友の御令に英をえ帥しりし士友及商人をわ
 一 たる所くを公けしせり 事しし軍旅のめ所を中
 一 なる事しりし計可拵を彼ホが控しのおまにりし
 一 拵をりし一ホを拵ししと拵をたると事しりし
 一 拵をりし

一 柳子崎に――後言支隊 合の軍――少系を侍
に道に入たるやまより 後を

少系のを侍する 轉つよおれ

ふらぶに於年一 房十月三日 我れ有
かり

おま友の難令

一 隊の在平茂の軍をを指しし今を大之神殿
よりむらむ日々に侍をを設るは平信し署候
支必流波勢を支配するを
一 牛馬千兩難十 運糧支しし自ら日計 神に
廟 以り

一 退いせぬをらむは侍し 陣をお侍を
一 おま卒一四の二日多し 軍糧を炊す 田を
一 指揮をむしき 是を以て 操心を 支度を行は
一 以れ馬軍一隊の多をを 撥して 在平に 陣を
一 遣し 是を力に 為す 操心を 遣し 且 田を
一 二後日向し 陣令を 悟道し して
一 大砲をを おま友を 奉る 口口トシ 故に 指揮を
一 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る
一 是は 千兩 難し 是を 奉る 是を 奉る
一 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る
一 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る 是を 奉る

一 夫人 德意を 命を せらるしに 所 有 後 成 相 亦 時
士 友 一 若 九 集 意 言 掛 上 八 越 隊 中 の 貴 派 を せ 七
白 帝 し 水 賊 一 一 殺 せ り 一 戦 犯 一 一 年 美 玉 邸 府 の
正 屬 一 一 乃 手 扱 せ 一 一 七 法 未 の 貴 派 を せ 一 一 我
外 一 一 法 未 一 一 取 一 一 一 一

一 兵 卒 一 一 及 け 一 一 少 多 し 一 一 帝 教 一 一 翻 一 一 一 一 一 一
物 及 政 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
大 人 一 一 古 揚 意 一 一 信 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

得 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

德 兵 一 一 命 令 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

エ ス テ フ エ ン ソ ン 一 一 一 一 一 一 一 一

一 人 民 一 一 備 迫 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

一 右 催 迫 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
物 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

一 官 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

一 奏疏を獲りて、その略に自恃し、是月十八日、
蘇子、保基のゆる、張家湾に敗れ、方略を配り
蘇子、上と我軍、英勅、滅す、及い、蘇子、
且、自、帝に我軍、英、勅、滅す、及い、蘇子、
殊、滅、蘇子、を、蘇子、を、蘇子、を、蘇子、
す、す、す、す、す、す、す、す、す、す、

一 北京のやま、七、七、八、八、八、八、八、八、八、八、
後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、

一 彼ら、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、
敵、敵、敵、敵、敵、敵、敵、敵、敵、敵、

ミラトトヤ、ミラトトヤ、ミラトトヤ、ミラトトヤ、

一 備、備、備、備、備、備、備、備、備、備、

右英文大意翻譯仕上

申十日

彭城大元帥

何禮之

平井長十郎

鄭右十郎

於上海唐叔子百三拾年

第十月四日日九月初九日の新軍

頼利太死匪軍の指揮官ニコットが北京より到着するに
巨細なる事を述べたため

天津の條約を著し、既に既り、十月十日廿日
提督 英吉利法度及び支那の事、北京の事、
これ自集の監約の上、双方に利し、
十月十日廿日

伊朗軍方にも、同様の事、
十月十日廿日

の支那帝、
十月十日廿日

きり

支那方の隊中より、
十月十日廿日

ワブリエー、
十月十日廿日

プス、
十月十日廿日

魯西、
十月十日廿日

右死の案の條、
十月十日廿日

那、
十月十日廿日

水長、
十月十日廿日

頃、
十月十日廿日

重なるの概を復の致し寔にされたり

たのて原は十月二十日^{口説} 双方集會盟約と
記判せり

第一條

一 各一地の一事をなす場を以て、今支那帝の國境
なる事

第二條

一 少事表の三三上ル友許在留せしき條約の極を廢
せしむる英吉利女王陛下外務大臣は、改訂三三上ル友

日清の條約を改訂せしむるに極す

第三條

一 軍中不費支那地方より償の無言公事月々を
その内四萬圓と目之天津表條約を改訂し、
同日十月十日^{日清} 天津表條約を改訂し、
一 廣東表^と三三上ル友許在留せしき條約の極を廢
むるに、支那運上^のおわく輸入税を割り、
以て皆併せし十月十日^{日清} 天津表條約を改訂し、

第四條

一 貿易の多し天津を以て開く

第六條

一 欽利を厄亜に販及びその代不_レ欽利を厄亜國民
移住をせしむるは國權を以て之を許さず且其移住の事免親
則と定むるべき事

第七條

一 當分の貨を押し出する地方を傳く港は總て刺唐港
の内なる所限として之を日領事

第八條

一 天津表の條約を急速に履行せしむるの集會を以て
のりて

第九條

一 双方の和平を圖中に以て條約を遵守せしむるべき事
第九條

一 高砂の條約を以て之を欽利を厄亜軍艦連の所
い諸島を天津ターター_地ト_地ン_地ク_地ヨ_地ー_地廣東_地に販欽利
を厄亜政府に定むる場所を此とす

第十條

一 英佛一政の軍艦を五月一日_日強_日九月_日少_日系_日表_日を退
陸一_日開_日欽利を厄亜軍兵之子孫に傳佛朗寧の
少好くして天津を以て

一 并十月二十七日 陽月 口トエルギシ人 如京市申大左衛門
の為 函 幸

右 葡 兒 葡 呀 兒 口 上 海 申 入 手 申 新 可
記 授 翠 翻 訳 仕 立 上

申十月五日

松山又之丞

鈴木文庫

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

51745

